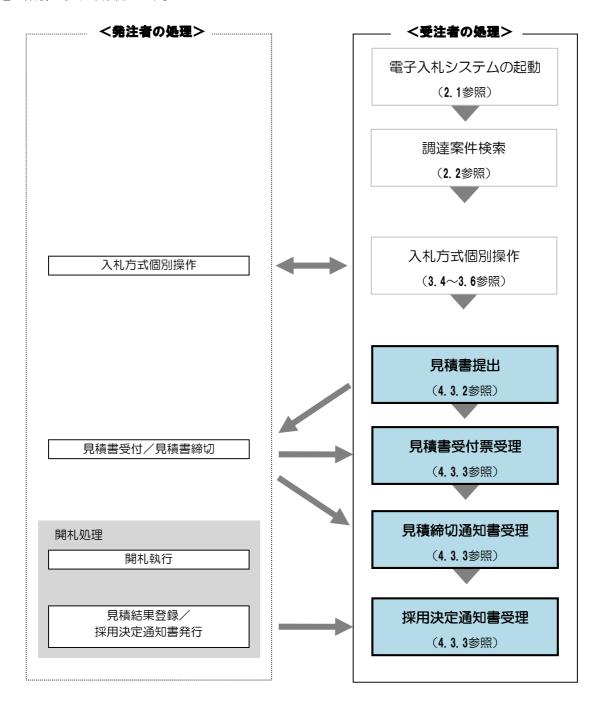
4.2 見積書提出以降(公募型プロポーザル,標準プロポーザル,随意契約)

4.2.1 業務の流れ

公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、随意契約方式における見積書提出から通知書受理までの一連の業務の流れを確認します。



4.2.2 見積書提出

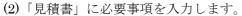
見積書受付開始予定日時を過ぎると、受注者は「見積書」を作成・提出することができます。

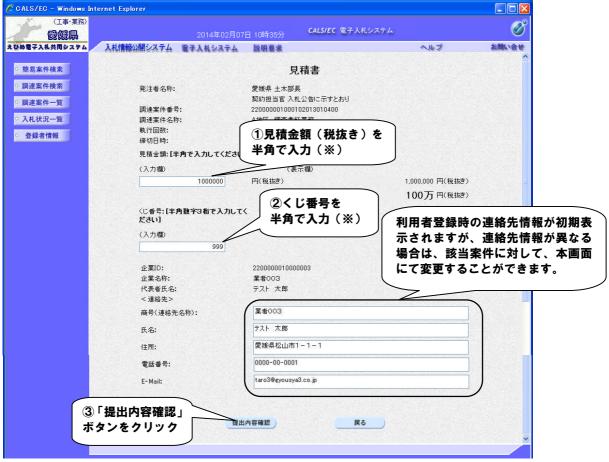
「見積書」を作成・提出するには、「入札状況一覧」画面に該当する案件を表示する必要があります。

該当案件を表示するには、「調達案件検索」画面または「簡易調達案件検索」画面にて条件を指定し、「入札状況一覧」画面を表示してください。

- ※調達案件検索の操作方法は、「2.2 調達案件の検索」を参照してください。
- (1)「入札状況一覧」画面から、「見積書」画面を表示します。







【備考】

- (※)金額を半角で入力すると、入力欄の右側に2種類の金額表示で確認することができます。
- (※)電子くじ対象案件の場合は、任意の数字(半角3桁)を入力します。
- ・受注者の情報は予め入力されています。連絡先の変更がある場合はこの画面で修正することができます。

(3)「見積書」の内容を確認します。



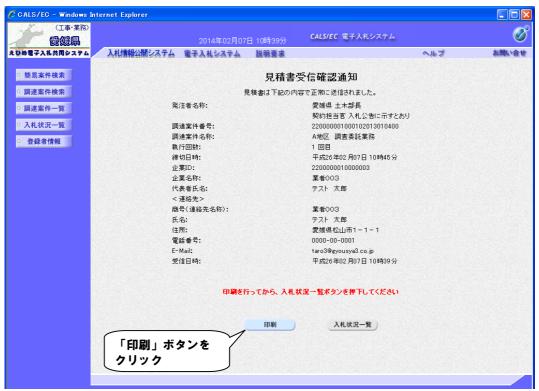
【備考】

金額を入力した画面を確認できるのはこの画面が最後になります。以降この画面を表示することはできません。提出前に「印刷」ボタンをクリックして印刷してください。操作方法は、「2.4.帳票の印刷」を参照してください。

(4)メッセージを確認します。



(5)「見積書受信確認通知」を印刷します。



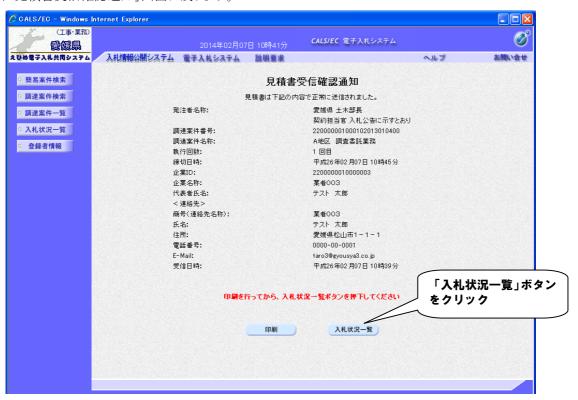
【備考】

受信確認通知は、書類を提出した直後のこのタイミングでしか表示されないものになります。 ここで印刷しないと、「入札状況一覧」ボタンをクリックすることはできません。





(7)「見積書受信確認通知」画面に戻ります。



(8)「入札状況一覧」画面に戻ります。



【備考】

該当する案件の「入札/再入札/見積」欄にあった「見積書提出」ボタンは、提出操作が済んだため、非表示になります。